吸収分割に関する事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号
及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2021 年 12 月 2 日

アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社

アイ・ケイ・ケイ株式会社

2021年12月2日

吸収分割に関する事後開示書類

（吸収分割会社）
佐賀県伊万里市新天町722番地5
アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社
代表取締役社長　金子　和斗志

（吸収分割承継会社）
佐賀県伊万里市新天町722番地5
アイ・ケイ・ケイ株式会社
代表取締役社長　金子　和斗志

アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社（2021年11月1日付でアイ・ケイ・ケイ株式会社から商号変更。以下、「分割会社」といいます。）及びアイ・ケイ・ケイ株式会社（2021年11月1日付でアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社から商号変更。以下、「承継会社」といいます）は、2020年12月14日に締結した吸収分割契約及び2021年4月26日に締結した変更契約書に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、分割会社の婚礼事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。会社法の定めにより開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1．本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2021年11月1日

2．分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

（1）反対株主の差止請求について（会社法 第784 条の 2）
会社法第784条の2に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第785条）
分割会社は、2021年10月11日付で本吸収分割について、会社法第785条に基づき、電子公告を実施しましたが、同条第1項に基づく買取請求を行った株主はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求手続きについて（会社法第787条）
分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（４）債権者異議手続きについて（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続きは行っておりません。

３．承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（１）反対株主の差止請求について（会社法 796 条の 2）

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める請求はありませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 797 条）

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

（３）債権者異議手続きについて（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、本吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、2021 年 3 月 18 日付けで官報公告を行いましたが、本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 項）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2021 年 11 月 1 日をもって、分割会社から本件事業に関する権利義務を承継しました。なお、本吸収分割により承継会社が分割会社より承継した資産の及び負債の額は、次のとおりです。

資産：2,207 百万円

負債：2,067 百万円

５．本吸収分割に係る変更の登記をした日

本吸収分割における分割会社及び承継会社の変更登記申請は、2021 年 11 月 1 日に行う予定です。

６．その他吸収分割関する重要な事項

（１）承継会社は、本吸収分割に際し、普通株式 2,000 株を発行し、その全てを分割会社に対して割当交付しました。

（２）分割会社は、商法等の一部を改正する法律（2000 年法律第 90 号）附則第 5 条及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（2000 年法律第 103 号。以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者と協議を行い、労働契約承継法第 2 条第 1 項に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いましたが、異議の申し出はありませんでした。

以上